

所得税・町県民税の申告が始まります

光税務署での 所得税および復興特別所得税の申告について

☎光税務署 ☎0833-71-0166

■令和2年分の確定申告について

令和2年分の確定申告期間は2月16日（火）～3月15日（月）です。

確定申告会場は大変込み合います。新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、ご自宅からのスマートフォン・パソコンからのe-Tax^{イータックス}申告をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの確定申告特集ページは、下記QRコードからアクセスできます。

確定申告会場が密とならないための混雑緩和措置として、光税務署の申告会場への入場は『入場整理券』が必要となります。

※『入場整理券』の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

なお、『入場整理券』は光税務署で当日配付するほか、LINEでも事前発行されます。

『入場整理券』の事前発行のための国税庁LINE公式アカウントは、下記のQRコードからアクセスできます。

【国税庁ホームページ】

【国税庁公式LINEアカウント】



また、確定申告期間中の混雑を緩和する観点から、前年来場された人のうち公的年金を受給されている人など、一部の人に対して個別の早期来場のご案内を送付しています。

税務署からの案内文書を受け取られた人は、ご案内している期間に来場いただくようお願いします。なお、新型コロナウイルス感染予防のため、会場において検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合等には入場をお断りさせていただきます。

入場する人は、マスクの着用、会場入口などでの消毒にご協力をお願いします。

■納税証明書の請求にはオンライン請求をご利用ください

納税証明書の請求は自宅などのパソコンやスマートフォンなどで納税証明書請求データを作成しオンライン請求することができます。書面での請求より手数料が安価で窓口での待ち時間が短縮できるオンライン請求をぜひご利用ください。

詳細は、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

■税務署でのご相談は、事前予約をお願いします

税務署でのご相談・申告手続きを希望する人は、納税者の利便性の向上および新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事前に光税務署に電話で相談日などの予約をお願いします。

※音声ガイダンスに従って『2』を選択してください。

町県民税の申告について

☎税務課 課税係 ☎52-5804

◇申告が必要な人

令和3年1月1日現在、本町に在住する人で下記に該当する人

・年末調整済の給与所得以外の収入（農業・営業・不動産・配当・譲渡）があった人

※年末調整済給与以外の所得の合計が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合は、確定申告は必要ありませんが、町県民税の申告が必要です。

・収入が公的年金、恩給（遺族年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除を受けられる人

・病気や失業、学生などで、収入がなかった人

※国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者は、保険税（料）の算定に必要となりますので、収入がない人でも必ず申告してください。

※所得税の確定申告をした人は、原則として、町県民税の申告は不要です。

申告期間 2月16日（火）～3月15日（月）

受付時間 9:00～11:30 / 13:00～16:00

◇申告に必要なもの

- ・申告書（申告書が届いた人）
- ・本人確認書類（マイナンバーの番号確認と本人確認ができるもの）またはその写し
- ・印鑑（認印可）
- ・金融機関の口座番号が分かるもの（所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合）
- ・収入に関する書類（収入金額が分かる、以下の書類が必要）

収入の内容	必要な書類など
給与、公的年金の収入	源泉徴収票
公的年金以外の年金（個人年金）の収入	生命保険会社や損害保険会社の『支払額に関する通知』など
事業（農業・営業）または不動産による収入	収支内訳書（ <u>計算・記載済みのもの</u> ）

- ・控除に関する書類（控除を受ける場合、以下の書類が必要）

受ける控除	必要な書類など
社会保険料控除	国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金の支払（控除）証明書や領収書
生命保険料・地震保険料控除	控除証明書
障害者控除	各種障害者手帳などの証明書類 ※要介護認定高齢者（65歳以上）に係る障害者控除の適用を受けようとする場合には、健康保険課が発行する『障害者控除対象者認定書』
医療費控除	『 <u>医療費控除の明細書</u> 』（ <u>計算・記載済みのもの</u> ）、医療費通知 ※今回の申告より、医療費控除を受ける場合は明細書の作成が必要です。医療費の領収書（原本）を提出する方法により、医療費控除を受けることはできませんのでご注意ください。

◇申告会場など

下表の日程を参照の上、ご自分の自治会の申告相談日時・会場にお越しください。なお、都合のつかない人は、2月16日(火)から3月15日(月)までに町役場1階会議室で申告をしてください(土日・祝日を除く)。

なお、各申告会場では、所得税の確定申告も受け付けますが、農業以外の事業所得や不動産所得、譲渡所得(土地、株)、配当所得のある人は税務署で申告をしてください。

月日	時間	申告対象自治会	申告会場	月日	時間	申告対象自治会	申告会場
2/22 (月)	9:30～11:30	郷東・市明	小行司分館	3/1 (月)	9:30～11:30	土井の内・塩坪・波野団地(北・南)・雇用促進・上ゲ・八和田・配原・由免	東田布施公民館
	14:00～15:00	馬島	馬島集会所		13:30～15:30	大波野中・大波野上	
2/24 (水)	9:30～11:30	戎ヶ下・尾津(東・中・西)・見田団地	麻里府公民館	3/2 (火)	9:30～11:30	宿井・新宿井(1・2)・石の口・吉井・城南・瓜迫	城南公民館
	13:30～15:30	中郷・上組			13:30～15:30	西山・葛岡・川西・大田	
2/25 (木)	9:30～11:30	助政・井神・地家・蓮輪・浜城・泊団地・麻郷団地	麻郷公民館	3/3 (水)	9:30～11:30	竹尾・大国木・真殿・中西	西田布施公民館
	13:30～15:30	旭・高塔・鳥越・八海			13:30～15:30	岸田団地・西田布施・矢蔵	
2/26 (金)	9:30～11:30	奈良・竹重・三宅	麻郷福祉会館	3/4 (木)	9:00～11:30	天神・新町・本町・砂田・定井手・瀬戸	役場1階会議室
	13:30～15:30	新川・尾迫			13:00～16:00	中央南・名倉・石迫・長田	
				3/5 (金)	9:00～11:30	波野市・祇園・寿・一本松・長合・国信	役場1階会議室
					13:00～16:00	御蔵戸・平田・木地・きじが丘	

申告期間中の新型コロナウイルス感染対策にご協力ください

問税務課 ☎52-5804

申告期間中(令和3年2月16日～3月15日)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全を期するため、以下のとおり例年の申告とは異なる対応を実施します。このたびの対応では、申告をする人のご協力が必要となります。

コロナ禍において、申告をする人などの安心・安全を確保するためのやむを得ない措置でありますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

■申告会場への『入場人数』を制限させていただきます

申告期間中は、町役場申告会場への入場人数を制限させていただきます。

なお、会場への入場は、申告をするご本人あるいは代理で申告をする人のみとさせていただき、申告に直接関係のない人（ご自身は申告しない人）の入場はできません。

※入場制限により会場へすぐに入場出来ない場合がありますのでご了承ください。入場出来なかった場合、会場外に待機場所はございません。

■新型コロナウイルス感染症対策について

申告に来られる前に必ずご自宅で検温をしていただき、発熱や体調不良などの症状がある場合は、来庁をご遠慮ください。37.5度以上の熱がある人は、当日の受付をお断りさせていただきます。

また来庁する際には、必ずマスクを着用し、申告会場への入場時には手指消毒をするようお願いします。

なお、申告会場では、窓を開放して換気を行うため、各自しっかりとした防寒対策をした上で、来庁してください。

■『収支内訳書』や『医療費控除の明細書』は事前に作成してください

申告をする人の会場内での待機時間をなるべく短くするためには、申告をスムーズに行う必要があります。『収支内訳書』や『医療費控除の明細書』は、申告時に作成されていないと申告にかかる時間が長くなりますので、必ず事前に作成していただき、申告がスムーズに行えるようにしてください。

◇収支内訳書 事業所得（農業・営業・不動産など）を申告する人が作成

◇医療費控除の明細書 医療費控除を申告する人が作成

※なお、事前に作成していない場合は、申告会場内に設けた作成用スペースにて、ご自身で作成していただいた後、申告を受け付けます。

■混雑を解消するためにご協力ください

①例年、申告開始当初の申告会場は大変混雑します。比較的混雑が少ない3月8日（月）以降に申告することをご検討ください。

②申告会場は午前中の方が混雑します。時間を午後にずらすことをご検討ください。

③国税庁ホームページに開設されている『確定申告書等作成コーナー』を利用すれば、ご自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷し、税務署へ郵送で提出できます。また、e-Taxを利用すれば、ご自宅から申告書を提出（電子申告）することが出来ます。ぜひご利用ください。

◇郵送送付先 光税務署 〒743-8577 光市虹ヶ浜 3-10-1

※『確定申告書等作成コーナー』と『e-Tax』については、広報たぶせ12月号（No.1011）に掲載しています。